

令和 年 月 日議決・専決	令和 7 年 4 月 1 日施行
令和 7 年 3 月 5 日公布	令和 年 月 日適用
佐用町告示第 号	
令和 7 年佐用町規則第 6 号	
佐用町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 佐用町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和 7 年 3 月 5 日 佐用町長 庵 途 典 章	

佐用町規則第 6 号

佐用町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

佐用町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和 2 年佐用町規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「小学校就学の始期に達するまでの子」を「9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子」に、「看護」を「看護等」に、「をいう」を「等又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち町長が定めるものへの参加をすること」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。